

# ガーナの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

ガーナ共和国（英語では「Republic of Ghana」。以下「ガーナ」という）は、人口約 3,400 万人の共和制国家である。西アフリカに位置し、南はギニア湾に面しており、西はコートジボワール、北はブルキナファソ、東はトーゴに接している。ガーナの国土の面積は、約 23.9 万平方キロメートルであり、日本の本州よりやや広い程度の大きさである。ガーナの南部は熱帯気候、北部は乾燥気候に属する。首都はアクラである。公用語は英語であるが、国民の日常生活では多数の民族語が用いられている。宗教については、キリスト教が約 69%、イスラム教が約 16%を占めているが、伝統的な宗教も信仰されている。通貨はガーナ・セディ（GHS）である<sup>2</sup>。

現在のガーナの地域では、13 世紀から 16 世紀にかけてサハラ交易が行われていた。15 世紀にポルトガル人が渡来し、沿岸部のエルミナ等に城砦を築き、奴隸貿易の拠点とした。その後、金が産出することが分かると、「Gold Coast」（黄金海岸）と呼ばれるようになり、ドイツ人、デンマーク人、英国人、オランダ人等が来航し、金と奴隸の貿易が続けられた。ガーナの内陸部で 17 世紀に成立したアシャンティ王国は、奴隸貿易により繁栄したが、四次に渡る英国との戦争の結果、1902 年に英國領ゴールド・コーストに併合された<sup>3</sup>。1957 年、ガーナは、英國の信託統治領であったトーゴランドと合わせて独立を果たした。独立当初は、英國王を立憲君主とする英連邦王国であったが、1960 年には共和国となった。その後のガーナでは政情が安定せず、クーデターと民政移管を何度も繰り返した。1992 年に複数政党制による民主化プロセスが進み、同年の国民投票で新憲法が採択された後は、民主的統治が定着し、2000 年の大統領選挙では初の政権交代が平和裏に実現する等、ガーナは西

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるガーナの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2025 年版』（二宮書店、2025 年）262～263 頁、②外務省ウェブページ「ガーナ 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ghana/data.html>）等を参照した。

<sup>3</sup> 野口英世博士は、1927 年、黄熱病の病原体の発見のため、英領ゴールド・コースト（現在のガーナ）のアクラに赴き、研究活動を続けた。しかし、野口博士は、黄熱病の研究中に自分自身が黄熱病に罹患し、1928 年 5 月 21 日、アクラで死去した（享年 51 歳）。ガーナでは、野口博士の功績が高く評価されており、現在でも、野口博士が務めた病院の研究室が残され、また、ガーナ大学内には「野口記念医学研究所」（Noguchi Memorial Institute for Medical Research）が置かれている。

アフリカで政治的に最も安定した国の一つとして知られるようになった。

ガーナは、世界貿易機関（WTO）、アフリカ連合（AU）、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）等に加盟しているほか、首都アクラには、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の事務局が設置されている。

ガーナの主な産業は、農業（カカオ豆）、鉱業（石油、天然ガス、マンガン鉱）等である。ガーナの日本への輸出品目では、カカオ豆が約 67% を占め、最も多い。また、2007 年に沖合で油田が発見され、2010 年から石油の商業生産が開始されたことは、ガーナの経済成長に大きな影響を及ぼし、ガーナは 2019 年に中所得国となった。しかし、近年は、国際商品市況の変動による影響を受け、インフレ率が年 50% を超え、財政状況も悪化して政府が事実上の債務不履行（デフォルト）に陥った。一方で、ガーナ政府は、ビジネス環境整備に努力を払っており、西アフリカ地域内では比較的ビジネスに適した国と評価されている。

ガーナは、英国法の強い影響を受けたコモンロー系の法制度を採用している。ガーナ憲法 11 条によると、ガーナの法源としては、①憲法、②議会の制定する法律、③憲法や法律に基づく命令・規則等、④現行憲法施行前から存在する法律（成文法・不文法の双方を含む既存法）、⑤コモンロー（英国法起源のコモンロー及びエクイティのほか、ガーナの各共同体における慣習に基づく法規範が含まれる）がある。このように、ガーナの法体系は、英国法由来の法原則とガーナの伝統的慣習法が併存する複合的な構造となっている。もっとも、独立以降のガーナでは、英国の裁判所の判決は法的拘束力を有しておらず、あくまで説得力ある先例として位置づけられるにとどまる。ガーナでは、慣習法は、現在でも土地・相続・婚姻等の一部の私法分野で重要な役割を果たしているが、近代的な人権保障や法の支配の観点から、憲法や制定法に反する慣習法は無効とされる（例えば、人権を侵害する伝統的慣習は、憲法の下で禁止されている）。

## II 憲法

### 1 総説

ガーナは独立以来、4 つの憲法を経験している。1960 年の第 1 共和政憲法、1969 年の第 2 共和政憲法、1979 年の第 3 共和政憲法はいずれも政変により短命に終わった。現在施行されているのは、1992 年憲法（第 4 共和政憲法）であり、1992 年 4 月の国民投票で承認され、同年 5 月 8 日に公布、1993 年 1 月 7 日に施行されたものである。この憲法は長期軍政から民主政への移行期に制定され、国民主権、複数政党制、権力分立、法の支配、司法の独立、基本的人権の尊重等、近代立憲主義の諸原則をうたっている。

1992 年憲法は、全 26 章で構成され、全 240 条である。その主な体系は、表 1 のとおりである<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> ガーナの 1992 年憲法（1996 年改正までを反映）は、下記リンク先に掲載されている。

<https://constitutionnet.org/sites/default/files/Ghana%20Constitution.pdf>

表1：ガーナの1992年憲法の主な体系（附則を除く）

前文	
第1章 憲法	第1条～第3条
第2章 ガーナの領土	第4条～第5条
第3章 市民権	第6条～第10条
第4章 ガーナの法律	第11条
第5章 基本的人権及び自由	第12条～第33条
第6章 国家政策の指導原理	第34条～第41条
第7章 人民の代表	第42条～第56条
第8章 行政	第57条～第88条
第9章 国家評議会	第89条～第92条
第10章 立法府	第93条～第124条
第11章 司法府	第125条～第161条
第12章 メディアの自由及び独立	第162条～第173条
第13章 財政	第174条～第189条
第14章 公務	第190条～第199条
第15章 警察	第200条～第204条
第16章 刑務局	第205条～第209条
第17章 ガーナ軍	第210条～第215条
第18章 人権・行政公正委員会	第216条～第230条
第19章 国家市民教育委員会	第231条～第239条
第20章 地方分権及び地方自治	第240条～第256条
第21章 土地及び天然資源	第257条～第269条
第22章 首長制度	第270条～第277条
第23章 調査委員会	第278条～第283条
第24章 公務員の行動規範	第284条～第288条
第25章 憲法改正	第289条～第292条
第26章 雜則	第293条～第299条

## 2 統治機構

### （1）大統領及び政府

ガーナの大統領は、ガーナの国家元首、行政府の長、ガーナ軍の最高司令官である。大統領は、国民の直接選挙によって選出される。大統領の任期は4年であり、2期を超えて大統

領に就くことはできない（最長 2 期 8 年）。

大統領は、国家元首として外交代表権を有するほか、行政府の長として閣僚の任免、法律案への署名拒否権、議会の招集・解散、非常事態の宣言、恩赦の付与等、幅広い権限を行使する。大統領の補佐役として副大統領が置かれる。

行政権を担う内閣は、大統領、副大統領及び閣僚で構成される。憲法 78 条 1 項によると、大統領は、閣僚の過半数を議会の議員の中から任命しなければならない。

## （2）議会

ガーナの議会については、一院制が採用されている。議会は、全国を単純小選挙区に分けた選挙区から選出される議員によって構成され、議員定数は 276 名、任期は 4 年である。

議会は、法律の制定・改廃、歳出入の監督、条約の批准、宣戦布告や非常事態宣言の承認等、国家統治上の重要な機能を担う。また、議会は、憲法改正の発議権も有し（但し、一部条項の改正には国民投票が必要）、行政府に対するチェックとして大統領や閣僚の行為を調査し不信任決議を行うことも可能である。法案は、議会で可決された後、大統領の署名を経て法律となる。大統領が署名を留保した場合でも、議会が再可決すれば、法律は成立する。

## （3）裁判所

ガーナの司法権は、独立した裁判所によって行使される。ガーナ憲法は、司法権の独立を強く保障しており、判事の身分保障（在任中の地位剥奪の厳格な制限）や財政上の独立が定められている。

ガーナの裁判所は、「上級裁判所」（Superior Courts）と「下級裁判所」（Inferior Courts）に大別される。

「上級裁判所」は、憲法に基づき設置される裁判所で、最高裁判所（Supreme Court）、控訴裁判所（Court of Appeal）、高等法院（High Court）等から構成される。最高裁判所は、司法府の頂点にあり、幅広い管轄権を有する最終上訴審として機能する。最高裁判所は、違憲立法審査権をも有し、法律や政府行為が憲法に適合しないと判断すれば無効を宣言することができる。控訴裁判所は、高等法院等からの控訴を審理する中間上訴審である。高等法院は、原則として第一審の管轄権を有する上級裁判所で、重大な民事・刑事事件や憲法上の人権救済請求等を管轄する。高等法院は、案件の専門性に応じて、商事部、家事事件部、人権部等の部門に分かれている。また、高等法院は、下級裁判所である巡回裁判所や地区裁判所等からの控訴も受理する。

「下級裁判所」は、法律に基づき設置される裁判所で、巡回裁判所（Circuit Court）、地区裁判所（District Court）、少年裁判所、家族審判所等が含まれる。巡回裁判所及び地区裁判所は、軽微な民事・刑事事件を主に扱い、これらの裁判所の判決に対しては、高等法院又は控訴裁判所への上訴が認められている。

ガーナの裁判所制度は、英國統治の影響で陪審制の要素も有し、高等法院で扱われる重大

刑事事件（殺人等）では陪審員が参加する。

### 3 人権

人権に関しては、憲法の「第5章 基本人権及び自由」等において、多数の条文が規定されている。ガーナ憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①二重国籍が認められることが明文で規定されている（8条1項）。但し、二重国籍者は、一定の公職に就くことはできないものとされている（8条2項）。
- ②外国人による土地取得につき、法律により規制することが明文で認められている（15条4項c号）。
- ③情報アクセス権について明文で規定されている（21条1項F号）。
- ④ガーナの国家としての尊厳、国家の象徴や紋章に対する軽視を示し又は助長する教義、共同体の他の構成員に対する憎悪を煽る教義を広めることにつき、法律により規制することが明文で認められている（21条4項e号）。
- ⑤子どもの権利（28条）、障害者の権利（29条）、病者の権利（30条）が明文で規定されている。
- ⑥非常事態宣言の下での人権の制限等について、明文で規定されている（31条・32条）。
- ⑦高等法院への人身保護請求等について、明文で規定されている（33条）。
- ⑧人権保障の実効性を担保するため、「人権・行政公正委員会」の設置が定められている（216条～230条）。同委員会は、人権侵害の調査と是正、行政機関による権力の濫用や不正義に対する苦情処理、公職者の汚職や利益相反の調査等を行う権限を有する。

### III 民法

ガーナには、大陸法系諸国におけるような、単一の「民法典」は存在しない。民法分野の規律は、個別の成文法とコモンロー（判例法）によって体系化されている。

#### 1 契約法

ガーナの契約法は、英国法起源の一般原則（申込と承諾、対価、契約能力、違法性、公序良俗等）を基盤としつつ、一部について成文法による修正・補足がなされている。独立直後に制定された1960年「契約法」は、諸原則を明文化するとともに、英国法のコモンローの一部に修正・調整を加えるものであった。

もっとも、契約の成立要件や契約違反時の救済については、基本的に、判例法により蓄積された英国法由来の法理が適用される。口頭契約も有効であるが、土地売買等の一部の契約には書面作成が法律上要求される。総じて、ガーナの契約実務は英国契約法の延長線上にあり、英文契約書式やコモンロー判例の引用が広く行われている。

## 2 不法行為法

ガーナには包括的な不法行為法典はなく、この分野も、個別の成文法とコモンロー（判例法）に委ねられている。典型的な不法行為である過失（Negligence）による損害、名誉毀損（Defamation）、無断侵入（Trespass）等については、英國法で確立した構成要件や救済原則がガーナの裁判所でも踏襲されている。ガーナ独自の成文法としては、新聞等による名誉毀損に関する「誹謗中傷法」や、製造物責任に関する「消費者保護法」等が存在するが、包括的なものではない。むしろ、判例の集積により柔軟な発展が図られており、最近のガーナの裁判所は、環境汚染に対する不法行為訴訟等の新たな分野にも、従来の不法行為法理を適用している。伝統的慣習に起因する不法行為（例えば、魔女と疑われた者への加害）等の特殊な事案では、民事不法行為法の枠内では救済が十分には図られないため、刑法で対処されることも多い。

## 3 土地法

ガーナの土地制度は複雑な歴史を有し、土地の大部分が慣習法に基づく所有形態となっている。土地の最終的な所有権に相当する権利は、「アロディアル権」（Allodial Title）と呼ばれ、多くの場合、地域の「スツール」（Stool）や「スキン」（Skin）と呼ばれる伝統的首長を戴く共同体がこの権利を保持し、首長（チーフ）が信託的に管理する。このような土地が、ガーナ全土の土地の約 80%以上を占めるとされる。残りは、政府が収用等で取得した国有地や、植民地時代からの個人所有地である。

ガーナ憲法 267 条は、「全てのスツール土地は当該スツールがその構成員の利益のために信託管理する」と定めるとともに、スツール土地に関する収益の配分や管理についても規定している。また、憲法は、スツール土地や家族土地について、新たに完全所有権（フリーホールド権）を創設することを禁止している。そのため、共同体から私人への土地供与はリースの形態に限定され、既存の完全所有権（フリーホールド権）は憲法施行時に存在したもののみが有効とされる。同様に、外国人による土地取得には厳しい制限がある。憲法及び土地法により、外国人はガーナ国内で完全所有権（フリーホールド権）を取得することはできず、最長でも 50 年までのリースしか認められない。他方、ガーナ国民については、99 年までの長期リース取得が可能である。

長年、土地に関する法規制は多数の法令や判例に分散していたが、2020 年に「土地法」が成立し、土地に関する諸規定が統合され、近代化された<sup>5</sup>。この新しい「土地法」では、土地の権利の種類（アロディアル権、慣習法上のフリーホールド、慣習利用権、リース権、慣習借地権等）が明確に定義され、前述のフリーホールド付与禁止や外国人のリース期間の上限（50 年）といった制限が改めて確認された。また、慣習土地の管理に関する透明性向上のため、首長や氏族長に対し受託者としての忠実義務を課し、各共同体に慣習土地事務所

<sup>5</sup> <https://lexafrica.com/2022/04/key-highlights-of-ghanas-land-act-2020/>

を設置して土地取引を記録・報告することを義務付けている。

土地登記制度については、ガーナでは、依然として多くの取引は書面証書（Deed）による登記で処理される。複雑な土地所有関係や二重譲渡の問題も散見され、土地取引に際しては入念なデュー・デリジェンス（権利調査）が必要とされる。

#### IV 会社法

ガーナでは、長らく 1963 年制定の「会社法」によっていたが、2019 年に新しい「会社法」が成立し、施行された。この 2019 年「会社法」は、企業ガバナンスの強化と投資環境の改善を目的とし、取締役の忠実義務の明確化、少数株主保護の拡充、企業の実質的所有者の登録義務化、最低資本金要件の緩和等、多くの点で現代的な制度を導入した<sup>6</sup>。

現在、ガーナで設立される会社形態として最も一般的であるのは、株式有限責任会社（Company Limited by Shares）である。この会社の株主の責任は、引き受けた持分（株式の払込額）を限度とする有限責任である。株式有限責任会社は、非公開会社（Private Company）と公開会社（Public Company）に分かれる。

非公開会社は、株主数が 1 名以上 50 名以下に制限され、株式譲渡は原則として株主の同意が必要で、株式や社債の一般募集も禁止される。他方、公開会社は、株主数に制限がなく、証券取引委員会の規制の下での株式公開・上場が可能である。2019 年「会社法」では、非公開会社について最低払込資本の規制が撤廃され、一人株主による会社設立も認められるようになった。会社の機関については、取締役は、非公開会社では 1 名以上、公開会社では 2 名以上とされ、少なくとも 1 名はガーナ居住者でなければならないとされている。さらに、全ての会社は、資格を有する会社秘書役と外部の会計監査人を置くことが義務付けられている。これらの制度は、企業管理の適正性と透明性を確保するためのものである。

外国企業がガーナで事業を行う場合、現地法人（子会社）を設立するか、又は支店を開設する形態が考えられる。現地法人としては、前述の株式有限責任会社（特に非公開会社）を設立するのが一般的である。現地法人はガーナの法人格を有し、親会社とは別個の法的主体となる。他方、支店は、外国会社の一部門としてガーナで登記するものであり、外国会社とは別の法人格を有するものではない。

#### V 民事訴訟法

##### 1 訴訟

ガーナの民事訴訟法は、コモンロー諸国に共通してみられる当事者対立主義（訴訟当事者が証拠・主張を出し、裁判官が判断する方式）を採用している。ガーナの民事訴訟手続は長

---

<sup>6</sup> <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=b2b73e3e-042f-4e73-b278-f7985ee28ae7>

らく、1960 年の「民事訴訟法」に基づいて運用されていたが、2004 年に、「高等法院（民事手続）規則」が制定され、現代的な訴訟手続のルールが導入された<sup>7</sup>。当該規則は、英國の民事訴訟規則を参考に、訴訟開始から審理・判決に至るまでの詳細な手順を定めている。例えば、訴状提出後の答弁書交換（Pleadings）や、当事者間の開示（Discovery）手続、審理前のケースマネジメント会議等が制度化され、争点の早期整理と迅速化が図られている。もっとも、ガーナでは、実務上、事件の複雑化や当事者の準備不足等により審理が長期化する傾向にあり、司法省と裁判所は、継続的にバックログ（未処理事件）の解消に努めている。

前述のとおり、通常、民事訴訟の第一審は、高等法院又は巡回裁判所が取り扱う。訴額が比較的大きい事件や重要な法的争点を含む事件は高等法院が管轄し、少額事件は巡回裁判所又は地区裁判所が管轄する。もっとも、訴額基準は明確には規定されておらず、原告は事案の重要性に応じて高等法院に提起することも多い。第一審の判決に不服がある当事者は控訴裁判所に控訴し、さらに控訴裁判所の判決に不服があれば最高裁判所に上告することができる（但し、上告は法律問題に限定される）。一方、巡回裁判所・地区裁判所からの上訴は、まず高等法院で審理され、その後、控訴裁判所、最高裁判所へと段階的に進む。

民事訴訟では、差止命令や損害賠償といった最終的な救済を求めるだけでなく、必要に応じて仮の救済（暫定的救済措置）を申請することも可能である。例えば、相手方による証拠滅失や資産逃避を防ぐため、訴訟中に暫定的な差止命令や資産凍結命令（マレーヴァ命令）を裁判所に申し立てることができる。また、知的財産権侵害のように迅速な対応が必要な場合には、英國の判例に由来するアントン・ピラー命令を利用することができる。これは、被告に予告せずに裁判所が発する搜索・押収命令であり、権利侵害物品や証拠書類の差押・検証を可能とする強力な手段である。ガーナの裁判所もコモンロー諸国の先例にならい、必要と認める場合にはこれらの暫定的救済措置を発令して当事者の権利保全を図っている。

## 2 仲裁

ガーナは、UNCITRAL モデル法に準拠した仲裁法を有するほか、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しているため、原則として、外国の仲裁機関による仲裁判断のガーナでの承認・執行が可能である。また、投資紛争解決については、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（ICSID 条約）に加盟しているため、ICSID 仲裁裁定のガーナでの執行が可能である。

ガーナ国内には、ガーナ仲裁センター（Ghana Arbitration Centre）<sup>8</sup>、ガーナ仲裁協会（Ghana Association of Certified Mediators and Arbitrators）<sup>9</sup>等の仲裁機関が設置され、商事仲裁の管理や仲裁人パネルの提供を行っている。また、近年はアクラに国際仲裁を扱う機関の誘致も進み、アフリカ仲裁協会（African Arbitration Association）<sup>10</sup>の活動拠点の一

<sup>7</sup> <https://itighana.org/old/educational/papers/uploads/ci-47-justice-sule-gbadegbe.pdf>

<sup>8</sup> <https://arbitrationcentreh.com/>

<sup>9</sup> <http://ghacma.org/>

<sup>10</sup> <https://afaa.ngo/>

つともなっている。ガーナ政府も司法制度の効率化のため裁判所外での紛争解決を奨励しており、「裁判所付属調停制度」が導入されている。これは、高等法院や巡回裁判所等において、裁判官が適当と認めた事件を公式調停人に付託し、当事者が合意に達した場合には調停調書を裁判所の承認を経て判決と同一の効力を持たせるという制度である。このように、ガーナでは仲裁・調停といった裁判外紛争解決（ADR）が法制度に組み込まれ、実務上も重要性を増している。

## VI 刑事法

1960 年に制定された「刑事犯罪法」は、殺人・強盗・詐欺・強姦といった主要犯罪の定義と法定刑を定めている。同法は旧イギリス領西アフリカの刑法をベースに、ガーナ独自の修正を加えたものであり、例えば人身御供や呪術的行為による危害を犯罪とする規定等が含まれる。

ガーナは死刑を法定刑として維持しており、故意の殺人、国家反逆罪、海賊行為等に適用され得る。しかしながら、1993 年以降は死刑執行を停止しており、死刑判決は自動的に終身刑へ減刑する運用が行われている。2010 年には政府の憲法改正委員会が死刑廃止を勧告したが、国民的議論の中で賛否が分かれ、正式な憲法改正には至っていない。

汚職犯罪への対処は、ガーナ刑事法制の重要な課題である。公務員による収賄や職権乱用は汚職罪として処罰対象であり、「刑事犯罪法」にも規定が置かれている。加えて、1993 年に設置された「人権・行政公正委員会」は、汚職調査の権限を有し、汚職行為が判明した場合には関係公務員の処分勧告や捜査当局への送致を行うことができる<sup>11</sup>。2000 年代には「マネーロンダリング防止法」、「資金犯罪特別捜査法」等も整備され、「経済・組織犯罪局」が組織犯罪・贈収賄・脱税等の専門捜査機関として発足した。さらに、2017 年にはより独立性の高い汚職摘発機関として「特別検察官局」が設置され、高官の汚職事件を専属的に捜査・起訴する役割を担っている。ガーナは 2007 年に「国連腐敗防止条約」を批准し、アフリカ連合の汚職防止条約にも加盟している。しかしながら、「Transparency International」の公表した腐敗認識指数によれば、ガーナの 2023 年のスコアは 100 点中 42 点で、180 か国中 80 位と低迷している<sup>12</sup>。ガーナ政府は汚職撲滅を重点政策に掲げており、今後は特別検察官による汚職訴追の増加や、公務員の資産公開制度の厳格運用等、さらなる実効策が求められている。

## VII おわりに

以上、ガーナの法制度の概要を簡単に紹介した。政治的安定性と民主主義の定着したガーナ

<sup>11</sup> <https://www.hrw.org/reports/2001/africa/ghana/ghana.html>

<sup>12</sup> <https://www.transparency.org/en/countries/ghana>

ナは、西アフリカにおける有望な市場・投資先であり、日本企業にとっても注目度が高まっている。ガーナの法制度は英米法系を基盤としつつ、独自の慣習法や伝統制度を包括する点で特有の発展を遂げてきた。外国企業がガーナで事業展開する上では、契約法や会社法等の基本的なルールは比較的馴染みやすい一方、土地制度や慣習法の影響、汚職リスクへの対処等については、現地ならではの法的論点への理解が不可欠である。

今後もガーナ政府は経済多角化や法整備に注力するとみられ、ビジネス法分野で新たな法改正が行われる可能性がある。今後も、ガーナの法制度の動向について注視していく必要があるといえよう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.53 No.12』（国際商事法研究所、2025年、原題は「世界の法制度〔アフリカ編〕第10回 ガーナ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。